

京都芸術大学における障がい学生支援について

京都芸術大学では、障がいや疾患のある学生が他の学生と同様に学ぶことができるよう修学に関する支援（合理的配慮）を行っています。これらは、学生（本人）からの申し出（申請）に基づき、内容・方法を検討します。障がいや疾患により、心身の機能等に何らかの制限や特性がある場合、多くの人が何気なく適応している方法や環境ではうまく学べない状況（“障がい”）が生じることがあります。このような“障がい”となっている設備・前例・ルール・慣行に対しては、“合理的配慮”（変更および調整）を求めることができます。

授業における合理的配慮は、その授業の教育内容の本質を変えずに、何らかの工夫や支援をすることによって、障がいのある学生が他の学生たちと同じスタートラインに立つために行います。評価を甘くすることや、単純に課題等を免除する、出席を免除するというものではありません。例えば、ある課題が障がいにより実行困難であれば、その方法を変えたり、その課題と同等の課題に取り組んだりすることです。支援の内容が妥当かどうかの判断の基準として、合格基準・単位認定・成績評価基準・卒業要件等の教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があります。

また、合理的配慮は、学生本人と大学の双方が合意形成を行った上で実施するものとなるため、基本的には申請以降に実施される配慮が対象となる前方向的な制度であり、過去に遡っての配慮（例：何らかの事情を理由とした過去の欠席に対する配慮）は対象外となります。以下の流れや資料をご覧ください、配慮をご希望の場合はご相談ください。

<相談・申請の流れ>

- 1 修学上の支援・配慮を希望する場合、又は修学上の困り事をどうしたらよいかわからない場合は、次の URL（グーグルフォーム）からまずお問い合わせください。

<https://forms.gle/hmWxyfwviuacjY839>

*相談の時点では診断・根拠資料の有無は問いません。

- 2 お問い合わせ内容により、担当者（保健センタースタッフ、学生相談室カウンセラー）から連絡させていただきます、面談を行います。

- 3 面談後、障がい学生支援（修学に関する支援）の申請をされる場合は、『修学に関する支援申請書』（在学生専用サイトからダウンロード可）に根拠資料（*注1）を添付し、障がい学生支援室（保健センター・学生相談室）に提出してください。

※申請書の書き方がわからない場合は障がい学生支援室に相談できます。

***注1 根拠資料について**：大学所定の『診断書・意見書』（在学生専用サイトからダウンロード可）もしくは診断書・意見書の項目・内容に沿った診断書を提出してください。情報が不足している場合は、再度提出をお願いする場合があります。

大学における「合理的配慮」とは、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学が行う必要かつ適当な変更・調整で、教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ大学に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの、とされています。

また、合理的配慮は機会均等を目指すもので、結果（例えば、単位取得）を保証するものではありません。その他、該当しない例として、教育機関として本来的に行うべき業務ではない内容、講義の到達目標（本質的事項）に対して変更および調整を求める内容、実現可能性に乏しい内容や他者への著しい不利益が想定される内容、学生本人の意向が反映されていない内容などが挙げられます。[裏面有]

◎合理的配慮に該当しない可能性が高い例（京都芸術大学の場合）

- ・授業への出席が難しい学生のために、履修登録した授業を1対1で行う。【過度の負担】
- ・授業への出席が難しい学生のために、オンライン授業を行う。【過度の負担】
- ・授業への出席が難しい学生のために、録画視聴を許可する。（Eラーニング科目を除く）
- ・出席の配慮（欠席した際の代替課題提出による出席扱い等）
- ・一斉掲示情報の個別連絡（例：個々の学生への課題メット等のスケジュール連絡）

◎合理的配慮の例

授業や試験について

- ・座席位置の調整、体調の回復のための入退室
- ・支援機器の使用（補聴器等）、授業中のノイズキャンセリングイヤホンの使用
- ・文字情報による重要事項の伝達
- ・講義の録音・板書の撮影
- ・課題等の提出期限の延長、提出方法の変更
- ・発表形式の調整
- ・学外実習先との調整 など

※実際に提供される内容は、障がいの程度や状況（症状）、履修科目の評価基準等により異なります。

- 4 申請書提出後、学生本人・所属学科の教職員・障がい学生支援室、その他関係者で面談を行い、必要な支援について話し合います。支援の内容・方法は面談の際に決定する場合もあれば、後日決定する場合もあります。

※支援や配慮の内容は学生本人を含む関係者で検討して決定しますので、申請書に書かれた内容が必ずしも対応されるとは限りません。

- 5 決定した支援の内容・方法について記載した「支援配慮依頼文書」を障がい学生支援室が作成し、本人が希望する授業担当教員に支援配慮依頼を行います。申請書提出から実際の支援開始までに1か月程度かかる場合もあります。支援を検討される方は、下記期間（*注2）を目安に提出してください。下記期間以外でも申請を受付けますが、**セメスター開始後の申請の支援開始は、翌セメスター以降になる可能性があります。**

*注2 『支援申請書』提出期間：セメスター開始のおよそ1か月前を目安に提出してください。

※支援・配慮を希望する授業科目が決まっていない場合は、科目欄は空欄で構いません。

前期からの配慮を希望する場合：2月下旬～3月下旬頃

後期からの配慮を希望する場合：8月下旬～9月上旬頃

翌セメスター以降も支援継続を希望する場合は、授業科目により配慮内容に変更が必要な場合があるため、支援申請は学期毎に必要です。（根拠資料『診断書・意見書』は、診断名・症状・困り事等に変わりがなければ、再提出いただく必要はありません。）

◎個人情報の取り扱いについて

別紙「修学に関する支援申請書」に記載された個人情報は、修学支援の目的のため、障がい学生支援室に共有されます。修学支援を円滑に行なうため関連部署と情報を共有する必要がある場合、その共有範囲については申請者と協議して決めるものとします。

外部関係機関・団体等に対して、統計資料として、学年・障がいの種別等の在籍者数を公表することがありますが、個人を特定できる氏名等の内容を公表することは一切ありません。

お問い合わせ先：京都芸術大学 障がい学生支援室（保健センター・学生相談室 075-791-9343）